



## 復興に向けた環境省の取組

- 廃棄物対策、被災ペット対策、除染...
- **東北の自然環境を生かした復興への取組**
  - 自然公園の再編（三陸復興国立公園(仮称)）
  - 農林水産業と連携したエコツーリズムの推進
  - 東北海岸トレイル



## 「三陸復興国立公園(仮称)」を軸にした地域の復興

**【背景】**

- 三陸海岸の自然環境
  - ・傑出した自然景観、海岸美、特徴的な地質
  - ・多くの貴重な野生生物の重要な生息地
  - ・東北地方太平洋沿岸には多くの自然公園が指定
  - ・多くの観光客が訪れる(国立・国定:約909万人(H19))
  - ・津波被害のおそやすい地形
- 過去繰り返されてきた津波災害
- 国内有数の水産業
  - ・牡蠣三大産地
  - ・地域の基幹産業である水産業

**復興に向けた具体的取組**

1. 水産復興に役立つ里地・里海型の「三陸復興国立公園(仮称)」への再編成
2. 沿岸の自然、産業、生活、文化をつなぐ長距離歩道
3. 被災の記録・継承と自然環境のモニタリング、再生

**新たな公園づくりのポイント**

【従来のテーマ】: 三陸海岸の地形・地質、海岸美、野生生物

【新規のテーマ】

- 生物多様性と森・里・川・海をつなぐ、モニタリング、自然再生
- 農林水産業との連携と地域との協働
- 防災との連携と津波経験の継承
- 世界ジオパーク
- 観光復興、エコツーリズム、地元雇用

**東北地方太平洋沿岸の自然公園**

**【参考:これまでの取り組み】**

- 陸中海岸国立公園の拡張と名称変更
- ・国立・国定公園総合修繕事業(H22.10月、環境省公表)
- ・地元からも要望あり
- ・H24年度中の指定を目指していた
- いわて三陸ジオパーク
- ・岩手県が推進協議会をH23.2月設置
- ・H24に日本、H27に世界ジオパーク登録を目指していた
- 漁業と連携したエコツアー
- ・田野畑村を中心に推進されてきた
- 長距離歩道の整備
- ・岩手県がH22より整備に向けて検討

## 長距離自然歩道とは

**【目的】**  
多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、日本の風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高める。

**【制度】**  
➢ 法律に基づくものではなく、環境省の施策の一つ  
➢ ルートなどの各整備計画は環境省として決定

**【計画主体と整備主体】**  
計画主体: 環境省  
整備主体:  
・ 国立公園内: 環境省  
・ 国立公園外: 都道府県 (45%は国が交付)

**現在の「東北自然歩道」**

整備期間: 平成2年度～8年度 路線延長: 4,374km  
コンセプト: 新・奥の細道  
福島県白河市旗宿を起点とし、東北6県をめぐり福島県郡山市を終点とする229のコースと連絡コースから構成  
年間利用者: 1,014.9万人(全国自然歩道の中で最多)

## 東北海岸トレイル(東北自然歩道)

**南北をつなぐ自然歩道を整備**

- ◇ 沿岸の自然と生活・産業・文化をつなぐ
- ◇ 災害時には、住民や観光客の防災避難路として活用
- ◇ 津波の経験を語り継ぐ被災の記録・学びの場



### 東北海岸トレイルのテーマ

東北の奥深さを体験/知る機会を提供すること

従来  
車でスポット的に観光地を訪れるスタイル  
多面的で奥深い魅力には触れることができない

- 風景(自然・人文風景)、歴史、文化(風俗・食)、人々との出会いなどを味わい尽くす旅を提案
- 徒歩の時間感覚だからこそ見えてくる東北の奥深さを伝える

### コンセプト（案）

- 東北を南北に結ぶ。優れた風景、地域のくらし、人々の思いを結ぶ。
- ハイカーにも地域住民にも親しまれるみち
- 地場産業への貢献、地域活性化
- 地域住民とハイカーとの出会い。交流人口の拡大
- 自然の脅威・教訓を伝える。
- 避難路としても活用できるみち







### 今後の取組

- 意見交換会
- 個別ヒアリング
  - アウトドア関係、マスコミ・報道関係、交通機関、観光関係
- モニターツアー
  - 実現に向けた課題の抽出
  - 東北海岸トレイルに対するニーズの把握

<来年度>

- ルートの選定、その他

### お伺いしたいこと

**みなさまの立場から気付くこと。なんでも**

例えば...

- 実際、一般市民には、どの程度関心をもってもらえるものなのか。
- どのような人たちに向けて、どのように情報発信していくのが有効か。
- ルートの設定はどのような点を考慮すべきか。
- 地域のエコツアーや漁業者などどう連携したらよいか。
- 観光振興にあたっての課題、トレイルは貢献できるか。
- 整備や維持管理等々、外部・民間の資金や人的支援を得ながら取り組みないかという思いがあるが、芽はあるか。
- どのような施設整備（ハード）/環境整備（ソフト）が必要か。
- 首都圏などから人を呼ぶには、どのようなパッケージングで売り出せばよいか。
- この取り組みを成功させるためには、何が必要、何に留意すべきだと考えるか。

### 国立公園とは

我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地

**<自然公園法の目的>**  
優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

自然環境の「保護」と「利用」

**自然公園法に基づく3種類の自然公園**

- 国立公園：環境大臣が指定し、環境省が管理
- 国定公園：環境大臣が指定し、都道府県が管理
- 都道府県立自然公園：都道府県知事が指定し、都道府県が管理

### 国立公園における自然環境の保護 ①

**行為規制による保護**

- 無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図ります。
- 規制される行為の種類や規模は地種区分に応じて定められています。

国立公園の公園計画図の例 (宮古市浄土ヶ浜周辺)

**国立公園の地種区分**

陸域	特別保護地区	許可制
	第1種特別地域	
	第2種特別地域	
第3種特別地域	届出制	
普通地域		
海域	海域公園地区	許可制
	普通地域	届出制

**特別地域で規制される行為の例**

- 工作物の新築・改築・増築
- 木竹の伐採
- 鉱物・土石の採取
- 広告物の掲出
- 環境大臣が指定する植物の採取
- 屋根・壁面等の色彩の変更 など

